

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づき、令和5年3月29日付けの保護廃止決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った、令和4年12月27日を廃止日とした保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

- 1 請求人は、現在、住居がないが、〇〇福祉事務所（以下「事務所」という。）の管内に住民登録をしている。申請当時から生活状況に変化はなく、保護がなければ生計を立てることができない。正直に言えば、現在も特定の居住地を持っておらず、一時的な滞在のために事務所の管外のビジネスホテルなどを利用してきたが、定常的な居住ではなかった。居住地の確保には時間と労力がかかることを理解していただきたい。

請求人は、本件住居の退去後も定期的に事務所を訪れていた。これにより担当職員から請求人への連絡手段は確保されており、請求人も、現状や生活状況について報告していた。本件処分の決定の前日にも事務所を訪問しており、訪問記録などにより、連絡を取る手段があったことは、証明できると思う。

担当職員からの提案では、施設についての具体的な情報、サービス内容、退所時の費用や返金に関する具体的な保障など、入所に関する重要な情報が提供されなかった。請求人は、自身の状況やニーズに応じた適

切な選択肢とそれに関する明確な説明を求める権利があると考えるが、宿泊施設への入所の決断を即日で求められ、判断するための時間が与えられなかった。

- 2 本件処分は、事前の通告がなく、居住地を有していないことが保護の廃止の理由になることを知る機会も与えられなかった。事前の通告を受けることによって、廃止の理由や具体的な根拠について正当な解釈を行い、適切な対応を取る機会を得るべきだった。
- 3 本件処分通知書に記載された過支給額には、受け取っていない金額が含まれている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 1 月 2 7 日	諮問
令和 5 年 1 2 月 2 2 日	審議（第84回第2部会）
令和 6 年 1 月 1 9 日	審議（第85回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の対象者

法19条1項は、都道府県知事、市長（特別区の長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（同項1号）、及び、居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（同項2号）に対し、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとしている。

したがって、保護の実施機関は、被保護者が保護の実施機関の管理

に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有するとは認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものと解されるとされている（大阪地方裁判所平成16年3月18日判決・判例地方自治264号91頁参照）。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第2は、保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであるとしている。

『緊急雇用対策』における貧困・困窮者支援のための生活保護制度の運用改善について」（平成21年10月30日付社援保発1030第4号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）は、とりわけ一時的な居所の確保を図る観点から、生活保護制度の運用改善を講じるとして、同・1において、各実施機関に対して、居所のない者から保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合に備え、近隣の安価な民間宿泊所、ビジネスホテル、カプセルホテル等の情報を収集するよう求めている。これにより、ホテル等は、一時的には要保護者の居住地であると解される。

また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問2-28（答）は、住居登録について、居住地認定のための有力な参考資料ではあるが、必ずしも絶対的なものではないとしている。

（2）被保護者の失踪

「生活保護運用事例集2017」（平成29年3月東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。）問2-6・1は、失踪の定義について、失踪とは、生活保護の実施機関と被保護者との関係でいえば、被保護者が、実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなることであるとし、居住地のない被保護者が失踪した場合は、実施機関の管内に法19条1項2号に規定する現在地を有するとは認められなくなるので、保護を廃止するとしている。

ただし、事前に行き先を告げていたり、携帯電話で連絡が取れる場合などは、失踪に当たらないとし、このような場合は、最低1週間は

保護を継続したまま、可能な限り本人の所在を把握して連絡を取り、来所を求めることに努める必要があるとしている。実施機関が努力を尽くしても本人が来所しなかった場合は、管内の現在地を有しなくなったことを理由に保護を廃止することも止むを得ず、また、ある時点から連絡が取れなくなった場合は、その時点で失踪となるとしている。

そして、同・２・(1)は、保護を廃止する時期について、居住地がなく、無料定額宿泊所や管内の簡易宿所等を利用していた者が失踪した場合、原則は、失踪した日の翌日付けで保護を廃止するものとしている。

(3) 保護の停止・廃止

法２６条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(4) 次官通知及び運用事例集の位置づけ

次官通知は、地方自治法２４５条の９第１項及び３項の規定による法の処理基準である。また、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

以下、前回廃止処分から本件処分に至るまでその経緯を含めて、時系列順にみていく。

(1) 前回廃止処分から前回廃止取消処分に至るまで

前回廃止処分において、処分庁は、その理由として、請求人の失踪を挙げていることが認められる。そして、処分庁は、その理由が不適切であったとして、前回廃止処分を取り消したことが認められる（前回廃止取消処分）。

失踪とは、被保護者が、実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなることであるとされているところ（１・(2)）、請求人は、前回廃止処分の前日に事務所を訪れ、担当職員と面談を行っていることから、請求人が失踪したといえる状況ではなかったものと認められる。

そうすると、前回廃止処分が適法であったとはいえず、取り消されるべき処分であったといえるから、処分庁が、その理由が不適切であったとして、前回廃止処分を取り消したことは適切であった。

(2) 前回廃止取消処分から本件処分に至るまで

処分庁は、前回廃止取消処分により前回廃止処分を取り消した後、本件処分により請求人の保護を廃止しており、その廃止の理由は、前回廃止処分とは異なり、請求人が「管内に居住地を有しない」というものであった。

保護の実施機関は、被保護者が当該実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地又は現在地を有するとは認められないような場合には保護を継続することはできないとされるところ、一時的な居所としてホテルに滞在している場合には、要保護者の居住地は、その時点で要保護者が滞在しているホテルにあるものと解される（１・（１））。

しかし、請求人は、本件住居を引き払った後、当初は管内のホテルに宿泊したこともあるが、処分庁が安定した居所の確保を勧めたものの、一時的な居所として認めるべき特段の事情もないところ、３か月以上の間ほぼ管外のホテルを転々とし、本件・前回廃止日の前々日である令和４年１２月２５日から前日である同月２６日にかけても〇〇のホテルに宿泊していたことからすると、本件処分の時点において、請求人は、住民登録があったとしても、実態として事務所の所管区域内に居住地を有していたとはいえず、現在地も不明であったものと判断するのが相当である。

そうすると、請求人は、処分庁の所管区域に居住地又は現在地を有する要保護者として、保護の実施の対象となるものとはいえない。

(3) 結論

したがって、請求人が事務所の所管区域内に居住地を有しないとして請求人の保護を廃止した本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、第３・１のとおり、定住する住居はないが、事務所の管内に住民登録をしており、居住地の確保には時間と労力がかかることを理解してほしいと主張する。また、担当職員からは、施設についての詳細な情報は提供されず、入所の決断を即日で求められ、判断するための時間が与えられなかったとも主張する。

しかし、居住地とは要保護者の居住事実がある場所をいい、住民登録は絶対的な条件ではないから（１・（１））、請求人が本件住居を引き

払ったこと、その後各地でホテルを転々としたことに鑑みると、事務所の管内に居住事実があるとは認められない。そして、担当職員は、請求人が事務所を訪れるたびに、複数回にわたり、施設の入所等について指導したことが認められ、本件住居の退去後から本件・前回廃止日までに約３か月という期間があったことからすると、居住地の確保のための時間は十分にあったものといえる。

- (2) 請求人は、第３・２のとおり、保護の廃止に当たって事前の通告がなく、居住地を有していないことが廃止の理由になることを知る機会もなかった、廃止の理由や具体的な根拠について正当な解釈を行い、適切な対応を取る機会を得るべきであったと主張する。

しかし、居住地を有することが保護の対象の要件であることは、法１９条１項で定められており、担当職員も、請求人が居所不明となった場合は保護が廃止になる可能性を請求人に伝えている。また、請求人のいう「適切な対応を取る機会」を行政手続法にいう聴聞又は弁明の機会と捉えるとしても、法２６条の規定に基づく保護の廃止について、行政手続法の規定は適用しない旨が定められている（法２９条の２）。

- (3) 請求人は、第３・３のとおり、本件処分通知書に記載された過支給額には、請求人が受け取っていない金額が含まれていると主張する（以下前回廃止処分通知書及び本件処分通知書に記載された廃止の理由のうち、過支給額に係る記載を「本件過支給記載」という。）。

この点については、前回廃止処分の施行日である令和４年１２月２７日の前日である同月２６日、請求人は担当職員と事務所において面談を行っており、その際、令和５年１月分の保護費７９，０５０円を直接支給する予定であったが、請求人が面談途中で退席したため、支給できなかった。同日が令和５年１月分保護費の支給日であったことから、処分庁が管理・運用している生活保護システム上は同額が支給済みであるとの認識をしていたため、前回廃止処分通知書上も、同額を含む金額が過支給額として記載されてしまった（本件過支給記載）。そして、本件処分通知書上も、その内容がそのまま引き継がれてしまったものである。

本件処分は令和５年３月２９日に行われたものであり、前回廃止処分から３か月が経過した状態であることからすると、本件過支給記載は、その時点で最新の状態にすべきであったといえる。

しかし、本件処分は保護廃止処分であり、本件過支給記載は直接的には本件処分の理由を構成するものではない（いわゆる余事記載である）ことから、本件過支給記載の誤りをもって、本件処分が取り消されるべきものではない。

(4) 以上、請求人の各主張は、いずれも本件処分を取り消すべき理由とはなり得ない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来